

この件につきましては、21時30分まで待機しています。

発表日	平成23年7月26日
担当課	大津市保健所衛生課 食品衛生グループ
担当者	池永、佐々木
連絡先	077-522-8427(ダイヤルイン)

## 宮城県の農家から出荷された牛肉の流通状況調査について(第2報)

本日、資料提供した本市に流通していた牛肉について、対象となる牛肉(個体識別番号:08363-74320)の一部を検査したところ、暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されましたのでお知らせします。

## 1 対象品

個体識別番号	販売店	入荷日	入荷量	販売量	販売期間
08363-74320	大津市内の 食肉販売店	7月17日	14.9kg	7.4kg	7月17日～24日

## 2 検査結果

検査実施日:平成23年7月26日

放射性物質	放射性ヨウ素	放射性セシウム
検査結果	不検出	550
食品衛生法の暫定規制値 (単位:Bq(ベクレル)/キログラム)	なし	500

※Bq(ベクレル)/キログラムとは、1キログラムの検体中の放射性物質が放射線を出す能力を表す単位です。

※「不検出」とは、検出限界未満を示します。

## 3 健康への影響について

国の定める放射性セシウムの暫定規制値(500Bq/kg)は、規制値のレベルで汚染された食品を1年間食べ続けても問題のない数値で設定されており、これは食品全体からのセシウムによる被ばくが年間5ミリシーベルトを超えないようにするという考え方に基づいています。今回の検査で検出された放射性セシウム濃度550Bq/kgの牛肉を1kg食べたとすると、体が受ける影響はおよそ0.01ミリシーベルトになり、仮にこれらの牛肉を数回食べたとしても年間5ミリシーベルトをはるかに下回ることから、医学的に影響が出ることは考えられず、健康上の問題を過度に心配する必要はありません。

また、食品と一緒に体内に取り込まれた放射性物質は、永遠に体内に残るものではありませんので、取り込まれた放射性セシウムは、排泄作用等により体外に排出されます。

## 4 大津市の対応

食肉販売店に対して、対象となる牛肉を回収するよう指示しています。